旧規格消火器は 2021年12月31日 までに交換が必要です。



適応火災の表示が「文字表示」の 2010 年製以前の消火器を設置できるのは 2021 年 12 月 31 日までです。 2022 年 1 月 1 日以降は消火器として認められなくなりますので、交換・リサイクルをお願いします。

旧規格消火器は2021年12月31日までに交換が必要です

2011年1月1日に消火器の規格省令が改正されたことにより、旧規格の 消火器は2021年12月31日を過ぎると消火器として認められなくなりますので、 早めの交換をお願いします。

適応火災マークを 確認してください!





文字表示の消火器は、 交換が必要です。















絵表示の消火器は、 今後も設置可能です。









普通火災用

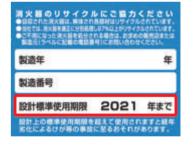
油火災用

電気火災用

消火器の設計標準使用期限はおおむね10年です

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると経年で不具合が生じることがあります。メーカーが推奨する消火器の設計標準使用期限は製造よりおおむね10年(住宅用消火器はおおむね5年)です。

新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格ですので、早めの交換をお願いします。



ご不要になった消火器はお近くの販売店へ

ご不要の消火器は廃棄の窓口となる「特定窓口」 (消火器販売店等) または 「指定引取場所」 (メーカー営業所等) へお持ちください。

お近くの窓口は消火器リサイクル推進センターのホームページまたはお電話 (03-5829-6773) でご確認できます。



廃棄窓□はスマホで検索



一般社団法人 日本消火器工業会

〒111-0051 東京都台東区蔵前 3-15-7

TEL: 03-3866-6258 FAX: 03-3864-5265 www.jfema.or.jp

